

# 関市農業委員会総会議事録

場所：武儀事務所 2階会議室

## ○議事日程

平成25年1月7日（月曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○議事日程追加

- (1) 議案第6号 関市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について

## ○出席委員（35名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君
20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君
23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君	

## ○欠席委員（1名）

1番 内藤 雅夫 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
農業委員会事務局書記	河村 茂範 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） みなさん、新年明けましておめでとうございます。去年は関市農業再生協議会が設立され、これからの農業推進のために「人・農地プラン」が作成されます。

そのためのアンケートによると、10年後の農作業への不安を思われているかが大変多いようです。この状況から地域農業の活性化について農業委員の役割は大変大きいかと思います。これからは特に、農地集積の斡旋、集落営農組織の設立支援、農業後継者の相談などの農業委員の活躍が期待されております。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 新年明けましておめでとうございます。今年は、特に国民の経済への期待が大きい年かと思われまます。市長の年頭のあいさつにありましたが、経済、教育、スポーツの推進の対策に取り組むとのことでした。

このうち経済対策のなかで、地域の農業の発展のため頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、どうかよろしくをお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、1番内藤雅夫委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

3番 東山武司委員、4番 栗倉秀夫委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、7番案件につきましては、16番 山本 武委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、ゲンキー関東新店の南東200mほどに位置する田2筆、計973㎡です。

譲受人は、高齢でまた、遠方居住により農地管理が困難であるという譲渡人の申出を受け、本申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は東田原地内、関市食肉センターの東100mほどに位置する農振農用地の田、933㎡です。

使用借人は、使用貸人より申請地を借り受け、耕作地の規模拡充を図りたいというものです。

使用貸人は、農地の管理が困難であったため、申し出に応じ貸し付けるもの。使用貸借の期間は、5年間としています。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は神野地内、坊地農業構造改善センターの南50mほどに位置する農振農用地の田、375㎡です。

譲受人は、本申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は申し出に応じ譲り渡すものです。

12月11日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は神野地内、坊地農業構造改善センターの南150mほどに位置する農振農用地の田、1,017㎡です。

使用借人は、使用貸人より申請地を借り受け、農業規模拡大を図りたいというもの。使用貸人は、高齢で農地の管理が困難であったため、申し出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、5年間としています。

12月11日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は東田原地内、(株)日立武蔵の北東150mほどに位置する農振農用地の田、2,587㎡です。

譲受人は、農業経営移譲のため、譲渡人である老齢の親から申請地を譲り受けるものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は東志摩地内、東志摩水源地の北に位置する農振農用地の畑、523㎡です。

譲受人は、申請地の対価を生活費に充てたいという譲渡人の申出を受け、本申請地を譲り受けるものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は中之保地内、多田羅公民館の西南西150mほどに位置する農振農用地の田、49㎡です。

譲受人は、会社経営のため農地の管理が困難であるという譲渡人の申出を受け、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというものです。

12月11日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、9番の案件は、位置図は9ページになります。

所有権移転で、申請地は洞戸地内、飛瀬集会所の西200mほどに位置する農振農用地の田5筆、計3,534㎡です。

譲受人は、家業である養蜂を行うため本申請地を譲り受けたい。譲渡人は、農業労働力不足のため申し出に応じ譲り渡すものです。

12月11日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、10番の案件は、位置図は10ページになります。

所有権移転で、申請地は板取地内、関市板取集落センターの西200mほどに位置する農振農用地の畑、計337㎡です。

譲受人は、居住地が遠方のため農地の管理が困難であるという譲渡人の申出を受け、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというものです。

1月11日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

続いて、11番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町宇多院地内、舞子改善センターの西100mほどに位置する農振農用地の田2筆、計2,295㎡です。

譲受人は、高齢により申請地を農地として管理していくことが困難であるという譲渡人の申し出を受け、本申請地を譲り受け農業規模の拡大を図りたいというものです。

1月11日に現地確認し、田で農地性有り確認しました。

続いて、12番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は上之保地内、船山谷、河合建設㈱の西50mほどに位置する農振農用地の畑2筆、計584㎡です。

譲受人は、農耕作の便宜向上のため申請地を交換により譲り受けるものです。

1月11日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

交換となる土地は13番案件です。

続いて、13番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は上之保地内、船山谷、河合建設㈱の北西100mほどに位置する農振農用地の田畑3筆、計791㎡です。

譲受人は、農耕作の便宜向上のため申請地を交換により譲り受けるものです。

1月11日に現地確認し、田畑で農地性有り確認しました。

交換となる土地は12番案件です。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計12件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番、2番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 同じく2番について異議ありません。

○3番（東山武司君） 3番、4番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 5番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 6番について異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 8番について異議ありません。

○26番（野村 茂君） 9番について異議ありません。

○28番（長屋芳成君） 10番についてですが、先日、申請地の石垣の一部を重機で崩す作業をしておりました。農業経営の拡大ではなく、何かを建てる計画でないかと心配されます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 事務局の現地確認の際には、畑の状況と確認しております。

○事務局主査（古田考幸君） この総会が終わりましたら、再度、現地を確認して申請者に内容について確認いたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の確認で、耕作の目的でない申請であった場合には取り下げし、5条の申請をするように指導することとします。

○30番（藤川 勝君） 11番について異議ありません。

○34番（長尾初恵君） 12番、13番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の7番案件を除く12件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の所有権移転に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計12件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての7番案件について事務局の説明を求めます。

（16番 山本 武君、関連議案のため退席）

7番の案件は、位置図は7ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は池尻地内、国道418号池尻信号機交差点から東へ70mから250mほどに国道北側に位置する農振農用地の田、畑、計7筆、2,515㎡です。

使用借人は、使用貸人より申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、高齢や会社勤務で農地の管理が困難であったため、申出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、5年間としています。

12月11日に現地確認し、田畑で農地性有りを確認しました。

以上、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○14番（村井雅之君） 7番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の7番案件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の7番案件を原案のとおり許可することといたします。

（16番 山本 武君、入席）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は14ページになります。

申請地は下有知地内、上切公民センターの北東150mほどに位置する田4筆、計1,447㎡です。

申請地は水の管理が難しいため、嵩上げにより畑にしたいというものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は15ページになります。

申請地は下有知地内、中組公民館の南東100mほどに位置する田畑3筆、計518㎡です。

申請人は、住宅の老朽化のため、申請地の一般個人住宅と離れを建築したいというものです。12月12日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は16ページになります。

申請地は西本郷通5丁目地内、西本郷公民センターの東200mほどに位置する田2筆、計386㎡です。

申請人は、申請地を畑として耕作してきたが、高齢となり、自宅からの距離も遠いため、家族の駐車場として利用したいというものです。

12月12日に現地確認し、原野の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は17ページになります。

申請地は山田地内、山田公民センターの南500mほどに位置する田、402㎡です。

申請人は、建築業を営んでいるが、事業用敷地が手狭になってきたため、隣接の申請地を建築作業場敷地としたいというものです。

12月12日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上4件について、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○10番（天野邦男君） 1番、2番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 3番について異議ありません。

○15番（山田公平君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、ゲンキー関東新店の南東200mほどに位置する田2筆、計849㎡です。

譲受人は、都市計画道路の建設により、移転を迫られたため、申請地を譲り受け店舗兼住宅を建設したいというもの。譲渡人は、高齢や遠方に居住している者もあり、農地の管理が困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は19ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は志津野地内、志津野転作促進技術研修センターの南東250mほどに位置する田畑4筆、計138.21㎡です。

使用借人は、現在の住居が手狭になったため、使用貸人である父親の住居に隣接する申請地を無償で借り受け、自己の住宅用敷地とするものです。

使用貸借の期間は、50年間としています。

12月11日に現地確認し、一部雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は倉知地内、倉知ふれあいセンターの南東50mほどに位置する田2筆、1,235㎡。農振除外、開発要綱申請中です。

借人は、レストランチェーンを運営しているが、事業拡大のため申請地を借り受け店舗用地として利用したいというもの。賃貸人は、申し出に応じるものです。

賃貸借の期間は、20年間としています。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地ため、第1種農地と判断されま

す。

続いて、4番の案件は、位置図は21ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は下有知地内、美濃関JCTの北東に位置する農振農用地の田、880㎡です。

借人は、申請地近隣で高速道路の工事を請け負っているが、重機の駐車場へ出入りする通路がないため申請地を借り受けたい。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるもの。

賃貸借の期間は、13カ月間としています。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

5条の5・6番案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は22ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は下有知地内、美濃関JCTの北東に位置する農振農用地の畑4筆、計809㎡です。

借人は、申請地近隣で高速道路の工事を請け負っているが、重機の駐車場、機材や資材の置場が必要なため申請地を借り受けたい。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるものです。

賃貸借の期間は、13カ月間としています。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

5条の4・6番案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は23ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は下有知地内、美濃関JCTの北東に位置する農振農用地の畑2筆、1,936㎡のうち405.15㎡。地積測量図の添付があります。

借人は、申請地近隣で高速道路の工事を請け負っているが、重機の駐車場、機材や資材の置場

が必要なため申請地を借り受けたい。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるものです。

賃貸借の期間は、13カ月間としています。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

5条の4・5番案件と同時許可案件です。

続いて、7番の案件は、位置図は24ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、トヨタカローラ岐阜(株)関店の東40mほどに位置する田、122㎡(実測124.32㎡)、もう1筆の田743㎡のうち496.34㎡。計618.34㎡(実測620.66㎡)地積測量図の添付があります。

譲受人は、申請地の隣地の自宅で刃物の仕組み業を営んでおり、仕事上の車の出入りも多いため、申請地を譲り受け、駐車場及び趣味の園芸用地として利用したい。譲渡人は、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、トヨタカローラ岐阜(株)関店の東30mほどに位置する田、743㎡のうち295.24㎡です。地積測量図の添付があります。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を譲り受け、駐車場及び趣味の園芸用地として利用したい。譲渡人は、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転で、申請地は塔之洞地内、東本郷公園の北150mほどに位置する畑、330㎡です。

譲受人は、現在借家住まいをしており、申請地を譲り受け、住宅を建築したいというもの。譲渡人は、遠方にいるため耕作が不便であり譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接しているため第2種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は27ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は塔之洞地内、東本郷公園の北150mほどに位置する畑、303㎡です。

賃借人は、ガス機器販売業を営んでおり、申請地を借り受け、製品の保管及び作業場として利用したいというもの。賃貸人は、遠方にいるため耕作が不便であり、申し出に応じ貸し付けるものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接しているため第2種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は28ページになります。

所有権移転で、申請地は塔之洞地内、東本郷公園の北160mほどに位置する畑、330㎡です。

譲受人は、現在妻の実家に住んでいるが、手狭になっており申請地を譲り受け、住宅を建築したいというもの。譲渡人は、遠方にいるため耕作が不便であり譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接しているため第2種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は29ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、三洋堂書店の南100mほどに位置する畑、299㎡です。

譲受人は、申請地の利便性が良いため譲り受け、住宅を建築したいというもの。譲渡人は、老齢により耕作が困難であり、譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、用途地域内のため第3種農地と判断されます。

続いて、13番の案件は、位置図は30ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、三洋堂書店の南西300mほどに位置する畑、232㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、宅地分譲に適した申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、用途地域内のため第3種農地と判断されます。

続いて、14番の案件は、位置図は31ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小屋名地内、関市役所西部支所の北西60mほどに位置する田2筆、計420㎡です。

使用借人は、飲食店を営んでおり、駐車場が不足しているため、隣接の申請地を借り受けたい。使用貸人である父は申出に応じ無償で貸し付けるものです。使用貸借の期間は、30年間としています。

12月12日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は西部支所から60mほどの距離にあるため、第3種農地と判断されます。

続いて、15番の案件は、位置図は32ページになります。

所有権移転 申請地は小屋名地内、関市役所西部支所の北200mほどに位置する田、12㎡です。

譲受人は、譲渡人の申し出に応じ自宅近くの申請地を譲り受け、花壇として利用したいというもの。譲渡人は、自宅に隣接する宅地と交換のため譲り渡すものです。

12月12日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、16番の案件は、位置図は33ページになります。

所有権移転で、申請地は小屋名地内、羽根公民館の北東50mほどに位置する登記簿地目が山林で、現況が畑、27㎡です。

譲受人は、申請地を交換により譲り受け、自己敷地の通路として利用したいというもの。譲渡人

は、申し出に応じ譲り渡すものです。

1 2月12日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、17番の案件は、位置図は34ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小屋名地内、市立西部保育園の南東250mほどに位置する田3筆、計427㎡です。

使用借人は、現在の住居が手狭なため、母親所有の申請地を借り受け、自己の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、20年間としています。

1 2月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、18番の案件は、位置図は35ページになります。

所有権移転で、申請地は小屋名地内、赤土坂公民センターの西50mほどに位置する田、247㎡です。

譲受人は、現在実家に住んでいるが、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

1 2月12日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内のため第3種農地と判断されます。

続いて、19番の案件は、位置図は36ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、武儀東小学校の東180mほどに位置する田2筆、計85㎡です。

譲受人は、自宅が、東側の申請地にまたがって建っていることが判明した。また西側の申請地も自己の駐車場として合わせて譲り受けたいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

1 2月12日に現地確認し、宅地及び雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は300m以内に公共施設、医療機関があり、第3種農地と判断されます。

続いて、20番の案件は、位置図は37ページになります。

所有権移転で、申請地は板取地内、杉島荘の南西600mほどに位置する田、69㎡です。

譲受人は、公衆浴場を経営する法人であり、申請地を譲り受け、隣地に建設予定の施設の駐車場にしたいというもの。譲渡人は、高齢になり農作業を縮小したいので申し出に応じ譲り渡すものです。1 2月11日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は中山間地域の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断されます。

続いて、21番の案件は、位置図は38ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町谷口地内、市立武芸小学校の北東100mほどに位置する畑、計578㎡です。

申請人は親子で、使用借人である息子は、一般個人住宅を建築するため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人である父は申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、20年間としています。

1 2月11日に現地確認し、一部が宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は300m以内に公共施設、医療機関があり、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの12件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計21件につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 2番について私が担当委員ですが異議ありません。

○9番（沼田久男君） 3番について異議ありませんが、農振除外が申請中との説明でしたが、許可後に5条の申請をするのが望ましいかと思えます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 現在、許可の内示が出ている案件ですので、今回の総会で受けまして、農振の除外許可と農地転用の許可が同時許可で取り扱うこととなります。

○10番（天野邦男君） 4番、5番、6番、7番、8番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 9番、10番、11番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 12番、13番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 14番、15番、16番、17番、18番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 19番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 20番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 21番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の21件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの12件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計21件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は39ページになります。

申請地は貸上町地内、貸上公園の北100mほどに位置する田、355㎡です。

当初事業計画者は、昭和58年3月28日に転用許可により、自己の一般個人住宅を建設する計画で土地を購入したが、現住所に住宅を建てたので計画が頓挫していた。

計画変更申請者は、申請地に隣接して居住しているが、駐車場と庭とするため、申請地の一部を取得したい。また、残った申請地は当初事業計画者が貸駐車場として使用したいというものです。

12月12日に現地確認をし、雑種地の状況でありました。

続いて、2番の案件は、位置図は40ページになります。

申請地は植野地内、植野グラウンドの南東に位置する田12筆、10,807㎡。開発要綱申請中です。

当初事業計画者は、平成4年1月2日に転用許可により、会社の事業拡大のため、工場、事務所、

社員寮用地として利用する計画で土地を購入したが、緊急に工場が必要となったため、他の既存工場を買収したため、工場等が不要となった。

計画変更申請者である同社は、現在の電力事情を考え、電力供給事業を行うためソーラーパネルの設置をしたいというものです。

1月11日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

以上、2件につきまして、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○11番（兼村正美君） 1番について異議ありません。

○18番（中村睦明君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの7筆、使用貸借権の設定に関するもの15筆、計22筆の、計9件について、承認を求められています。更新が6筆で、新規が16筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が20筆で、畑が2筆で計14,349㎡です。

地区は、下有知、倉知、肥田瀬、武芸川町、下之保の5地区。

設定を受ける者は、(有)武芸川農産ほか、4件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

1番の案件は、下有知地内の農振農用地の田2筆です。面積は2,410㎡です。合意解約日

は平成24年11月1日で、土地引渡日も平成24年11月1日です。以上、合意解約につきまして報告いたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくお願ひいたします。

○議長（深川俊朗君） それでは、追加議案 関市農業振興地域整備促進協議会委員の選出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 追加議案 関市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について説明させていただきます。

関市長から、関市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について、依頼がありましたので選出をお願いいたします。農業委員会からの選出人数は、合併前の旧市町村1名ずつの計6名であります。任期は平成26年11月30日までとなっております。農業委員の任期は26年7月19日までですので、再選されました農業委員さんにつきましては、引き続きお願いすることになります。それでは、選出方、よろしくお願ひいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、選出方法につきまして、会長の指名といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって選出方法につきましては、そのように決定いたします。

それでは、私から指名いたします。

旧 関地区で、 13番 篠田 権三委員

旧 武儀地区で、 19番 美濃羽 久委員

旧 上之保地区で、 21番 土屋 尊史委員

旧 洞戸地区で、 27番 林 修美委員

旧 板取地区で、 29番 日置 香委員

旧 武芸川地区で、 24番 相宮 千秋委員

を指名いたします。

以上の方6名を選出することに御異議ございませんか。

（異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって以上の方6名を選出することに決定いたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は2月7日午前10時からの予定です。

また、1月の主な行事予定は、1月17日が転用申請等受付締切日で、1月18日、21日が転用申請等現地確認日です。1月28日が農業会議答申日です。

また、2月15日には、岐阜県農業担い手研究大会が開催されます。詳細につきましては、次回の総会で説明いたします。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時17分 閉会